

ジャンボ宝くじ付き定期預金規定（法人用）

お預入れのジャンボ宝くじ付き定期預金（法人用）につきましては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

第1条 預入金額

ジャンボ宝くじ付き定期預金（法人用）（以下「この預金」といいます。）の1口あたりの預入金額は、5百万円以上、5百万円単位とします。

第2条 預入期間

この預金の預入期間は1年です。

第3条 自動継続

1. この預金は、満期日に、1年後の応当日を新たな満期日としたこの預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
2. この預金の継続後の利率は、継続日における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について、別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日。）までにその旨を申し出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第4条 利息

1. この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数、ならびに預入日における当社所定の利率（継続後の預金については上記第3条2.の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に指定口座に入金する方法により支払います。
2. 継続後の預金についても上記1.と同様の方法によります。
3. 継続を停止したときのこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金の利率によって計算します。
4. この預金を第5条により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは、最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満 解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
5. この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条 預金の解約

この預金は、当社がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

第6条 届出事項の変更等

1. 印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったとき、または印章を失ったときは、ただちに当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 印章を失ったときのこの預金の元利金の支払は、当社所定の手続をした後に行います。このとき、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

第7条 本人確認

この預金の解約、届出事項の変更等の際、使用されたパスワード、暗証番号、印章を当社届出のものと同様の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第8条 譲渡、質入れの禁止

1. この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
2. 当社がやむをえないと認めて質入れを承諾するときには、当社所定の書式により行います。

第9条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じたときは、当社に対する借入金等の債務と相殺するときに関し、当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第3社の当社に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺するときの手続については、次によるものとします。
 - (1) 知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務があるときには充當の順序方法を指定のうえ、当社所定の書類をただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務があるときには当該債務から、また当該債務が第三者の当社に対する債務であるときには預金者の保証債務からそれぞれ相殺されるものとします。
 - (2) 充當の指定のないときには、当社の指定する順序方法により充當します。
 - (3) による指定により、債権保全上支障が生ずるおそれがあるときには、当社は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺するときの借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到着した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより、発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺するときの外国為替相場については、当社におけるこの相殺の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺するときにおいて借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限があるときにおいても相殺することができます。

以上
(2020年4月1日現在)